

平成29年度事業計画及び予算

青森県土地開発公社

事業計画

平成29年度において実施する公共用地等の取得事業については、県からの受託等によるものであり、内容は下表のとおりである。

(単位：千円)

	区 分	事 業 費	内 訳				
	土地造成事業	54,180	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">40,330</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">13,850</td> </tr> </table>	用地補償費等	40,330	事務費	13,850
用地補償費等	40,330						
事務費	13,850						
	青森中核工業団地造成事業	54,180	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">40,330</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">13,850</td> </tr> </table>	用地補償費等	40,330	事務費	13,850
用地補償費等	40,330						
事務費	13,850						
	あっせん等事業	2,193,902	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">2,050,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">143,902</td> </tr> </table>	用地補償費等	2,050,000	事務費	143,902
用地補償費等	2,050,000						
事務費	143,902						
機 関 別	東青地域県民局	324,136	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">300,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">24,136</td> </tr> </table>	用地補償費等	300,000	事務費	24,136
	用地補償費等	300,000					
	事務費	24,136					
	中南地域県民局	273,358	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">250,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">23,358</td> </tr> </table>	用地補償費等	250,000	事務費	23,358
	用地補償費等	250,000					
事務費	23,358						
三八地域県民局	843,712	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">800,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">43,712</td> </tr> </table>	用地補償費等	800,000	事務費	43,712	
用地補償費等	800,000						
事務費	43,712						
上北地域県民局	579,348	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">550,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">29,348</td> </tr> </table>	用地補償費等	550,000	事務費	29,348	
用地補償費等	550,000						
事務費	29,348						
下北地域県民局	173,348	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">150,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">23,348</td> </tr> </table>	用地補償費等	150,000	事務費	23,348	
用地補償費等	150,000						
事務費	23,348						
	合 計	2,248,082	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">用地補償費等</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">2,090,330</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">157,752</td> </tr> </table>	用地補償費等	2,090,330	事務費	157,752
用地補償費等	2,090,330						
事務費	157,752						

平成29年度予算

青森県土地開発公社

平成29年度青森県土地開発公社予算

(総 則)

第1条 平成29年度青森県土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
(科 目)		(予 定 額)
第1款 事業収益		300,956 千円
第2項 土地造成事業収益		156,925 千円
第1目 土地造成事業売却収益		102,745 千円
第2目 土地造成事業賃貸収益		54,180 千円
第3項 附帯等事業収益		129 千円
第1目 附帯等事業収益		129 千円
第4項 あっせん等事業収益		143,902 千円
第1目 あっせん等事業収益		143,902 千円
第2款 事業外収益		27,723 千円
第1項 受取利息		200 千円
第2項 有価証券利息		10 千円
第3項 共同ビル賃貸収益		26,513 千円
第4項 雑収益		1,000 千円
収入合計		328,679 千円

支 出

(科 目)	(予 定 額)
第1款 事業原価	245,330 千円
第2項 土地造成事業原価	108,745 千円
第1目 土地造成事業売却原価	102,745 千円
第2目 土地造成事業賃貸原価	6,000 千円
第3項 附帯等事業原価	32,850 千円
第1目 附帯事業原価	32,850 千円
第4項 あっせん等事業原価	103,735 千円
第1目 あっせん等事業原価	103,735 千円
第2款 販売費及び一般管理費	35,576 千円
第1項 販売費及び一般管理費	35,576 千円
第3款 事業外費用	26,600 千円
第1項 支払利息	100 千円
第1目 短期借入金支払利息	100 千円
第2項 共同ビル管理費	26,500 千円
第1目 共同ビル管理費	26,500 千円
支 出 合 計	307,506 千円
 (収益的收入支出差引額)	 21,173 千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対して不足する額71,699千円は、過年度分損益勘定留保資金71,699千円で補てんするものとする。)

	支	出	
(科目)			(予定額)
第1款 資本的支出			71,699 千円
第2項 公社債償還金及び長期 借入金償還金			71,699 千円
第1目 長期借入金償還金			71,699 千円
支出合計			71,699 千円

(長期借入金)

第4条 長期借入金の償還の方法は、次のとおりと定める。

償還の方法	借入先の融資条件に定めがある場合にはこれに従い、その他の場合は理事長が定めるところによる。
-------	---

(短期借入金)

第5条 短期借入金の限度額は、200,000千円と定める。